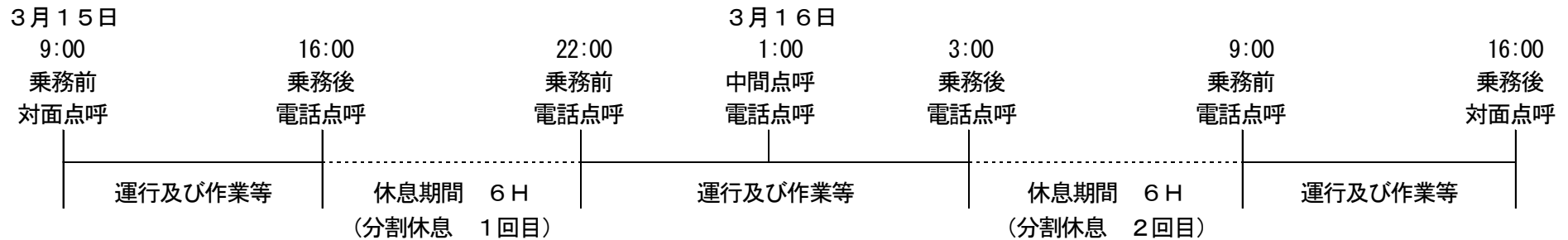


< 分割休息取得時の点呼実施方法について >

分割休息取得時の点呼方法については、乗務開始及び乗務終了時の2回のみではなく、各休息期間取得前後に電話にて点呼実施が必要となります。

また、中間点呼も必要性となるため、あわせて運行指示書も作成しなければなりません。



分割休息取得時の点呼実施方法について(点呼簿の記入例)

登録番号	乗務前点呼							中間点呼						乗務後点呼								
	点呼日時	点呼方法	疾病・疲労等の状況	アルコール検知器の使用有無 酒気帯びの有無	日常点検	指示事項	その他必要事項	執行者名	点呼日時	点呼方法	疾病・疲労等の状況	アルコール検知器の使用有無 酒気帯びの有無	指示事項	その他必要事項	執行者名	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用有無 酒気帯びの有無	自動車、道路及び運行の状況	交替運転者に対する通告	その他必要事項	執行者名
No.1234 〇〇〇〇	3月15日 9:00	対面	○	有 無	○	スピード 超過注意	特になし	〇〇								3月15日 16:00	電話	有 無	特になし	なし	雨天 ス リップ注意	〇〇
	3月15日 22:00	電話	○	有 無	○	車間距離 確保徹底	特になし	△△	3月16日 1:00	電話	○	有 無	車間距離 確保徹底	荷物の 取扱注意	△△	3月16日 3:00	電話	有 無	特になし	なし	特になし	△△
	3月16日 9:00	電話	○	有 無	○	連続運転 注意	特になし	〇〇								3月16日 16:00	対面	有 無	国〇号通 行止	なし	特になし	〇〇